

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成29年5月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 コメリパワー水口店 甲賀市水口町水口 5916 番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1 代表取締役 捧雄一郎 ほか3者
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 変更前
    - ア 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 181.5 平方メートル
    - イ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 届出書の添付図面記載のとおり 117 立方メートル
    - ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻  
株式会社コメリ 7時から21時まで  
株式会社バロー 9時から21時30分まで  
株式会社メガネパートナー 10時から19時30分まで  
滋賀テレコム株式会社 10時から20時まで
    - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
荷さばき施設 1 6時から21時まで  
荷さばき施設 2 24時間  
荷さばき施設 3 10時まで20時まで
  - (2) 変更後
    - ア 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 221.5 平方メートル
    - イ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 届出書の添付図面記載のとおり 117.2 立方メートル
    - ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻  
株式会社コメリ 7時から21時まで  
株式会社バロー 9時から21時30分まで  
株式会社メガネパートナー 10時から19時30分まで  
滋賀テレコム株式会社 10時から20時まで  
株式会社伊藤佑 10時から19時まで
    - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
荷さばき施設 1 6時から21時まで  
荷さばき施設 2 24時間  
荷さばき施設 3 10時まで20時まで  
荷さばき施設 4 10時から19時まで
- 4 変更年月日 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項については平成29年12月20日、大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項については平成29年4月20日
- 5 変更の理由 テナント誘致のため
- 6 届出年月日 平成29年4月19日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口 6053 番地
  - (2) 縦覧期間 平成29年5月19日から平成29年9月19日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 平成29年9月19日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号